



県 章

滋賀県公報

平成 26 年（2014 年）
11 月 25 日
号 外 （ 1 ）
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	6

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成25年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年11月25日

滋賀県監査委員	面	村	久	子
”	平	居	新	司 郎
”	山	田		実
”	谷	口	日	出 夫

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
知事直轄組織	
秘書課	平成26年7月3日
広報課	平成26年7月3日
防災危機管理局	平成26年8月18日
総合政策部	
企画調整課	平成26年7月8日
県民活動生活課	平成26年7月7日
文化振興課	平成26年7月8日
男女共同参画課	平成26年7月8日
人権施策推進課	平成26年7月7日
情報政策課	平成26年7月7日
統計課	平成26年7月3日
総務部	
総務課	平成26年7月18日
人事課	平成26年7月10日
総務事務・厚生課	平成26年8月18日
財政課	平成26年7月10日
税政課	平成26年7月14日
市町振興課	平成26年7月17日
検査課	平成26年7月3日
事業課	平成26年7月11日

琵琶湖環境部	
環境政策課	平成26年 7 月11日
琵琶湖政策課	平成26年 7 月11日
温暖化対策課	平成26年 7 月11日
循環社会推進課	平成26年 7 月17日
下水道課	平成26年 7 月14日
森林政策課	平成26年 8 月21日
森林保全課	平成26年 8 月21日
自然環境保全課	平成26年 7 月11日
健康医療福祉部	
健康福祉政策課	平成26年 8 月26日
健康医療課	平成26年 8 月26日
医療福祉推進課	平成26年 8 月25日
障害福祉課	平成26年 8 月25日
薬務感染症対策課	平成26年 8 月26日
生活衛生課	平成26年 8 月20日
医療保険課	平成26年 8 月20日
子ども・青少年局	平成26年 8 月25日
商工観光労働部	
商工政策課	平成26年 8 月28日
中小企業支援課	平成26年 8 月28日
モノづくり振興課	平成26年 8 月29日
労働雇用政策課	平成26年 8 月29日
観光交流局	平成26年 7 月24日
農政水産部	
農政課	平成26年 8 月27日
食のブランド推進課	平成26年 8 月27日
農業経営課	平成26年 8 月27日
畜産課	平成26年 8 月27日
水産課	平成26年 8 月26日
耕地課	平成26年 8 月27日
農村振興課	平成26年 8 月27日
土木交通部	
監理課	平成26年 7 月24日
交通政策課	平成26年 7 月24日
交通事故相談所	平成26年 7 月24日
道路課	平成26年 8 月29日
砂防課	平成26年 8 月18日
都市計画課	平成26年 8 月25日
住宅課	平成26年 8 月21日
建築課	平成26年 8 月21日
流域政策局	平成26年 8 月29日
会計管理局	平成26年 7 月18日

企業庁	平成26年 6 月25日
病院事業庁	
経営管理課	平成26年 6 月24日
成人病センター	平成26年 6 月24日
小児保健医療センター	平成26年 6 月24日
精神医療センター	平成26年 6 月24日
議会事務局	平成26年 8 月21日
教育委員会事務局	
教育総務課	平成26年 8 月18日
学校支援課	平成26年 8 月18日
教職員課	平成26年 7 月15日
学校教育課	平成26年 8 月11日
人権教育課	平成26年 7 月14日
生涯学習課	平成26年 7 月15日
スポーツ健康課	平成26年 7 月14日
文化財保護課	平成26年 8 月11日
埋蔵文化財センター	平成26年 8 月11日
琵琶湖文化館	平成26年 8 月11日
人事委員会事務局	平成26年 7 月15日
監査委員事務局	平成26年 7 月15日
労働委員会事務局	平成26年 7 月 7 日
警察本部	平成26年 8 月28日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

総務事務・厚生課

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成 8 年 1 月から正当支給額を上回って支給され、834,120円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

財政課

普通財産貸付料収入について、平成26年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ287,004円増加し、1,435,020円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

循環社会推進課

行政代執行にかかる弁償金について、平成26年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ702,629,042円増加し、817,121,175円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

流域政策局

河川生産物採取料において、平成26年 5 月末日現在、207,249円の収入未済が発生している所以、速やかな収納に努められたい。

学校教育課

高等学校奨学資金貸付金の返還金等については、未収金回収に向けた取組を進められたものの、平成26年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,434,739円増加し、163,411,635円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

人権教育課

地域改善対策修学奨励資金貸付金について、平成26年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ13,351,834円増加し、112,803,837円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

人事委員会事務局

職員の不注意による公用車の事故（県過失割合100%）が発生し、保険を含めて1,488,748円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適正な管理に努められたい。

警察本部

職員の不注意による公用車の事故4件（県過失割合100%）が発生し、732,232円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。（機動警察隊）

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係（11件）

- ・納入通知等の事務が適正に処理されていないもの（商工政策課）
- ・貸付金の償還金、使用料等について収入未済の解消を求めるもの
（文化振興課、総務課、健康医療課、医療福祉推進課、障害福祉課、農政課、水産課）
- ・現金の収納・保管方法等に適切を欠くもの（文化振興課、健康医療課、会計管理局）

(イ) 支出関係（2件）

- ・執行向が適正でないもの（森林政策課）
- ・委託に係る事務処理が適当でないもの（薬務感染症対策課）

(ウ) 契約関係（4件）

- ・仕様書の積算誤りがあるもの（薬務感染症対策課）
- ・入札に係る事務処理が適正でないもの（男女共同参画課）
- ・契約内容が適切でないもの（成人病センター）
- ・契約変更が適期適切に処理されていないもの（企業庁）

(エ) 財産関係（10件）

- ・物品の適正な管理を求めたもの（文化振興課、循環社会推進課、下水道課、健康医療課）
- ・公用車の事故の防止を求めたもの
（防災危機管理局、琵琶湖政策課、障害福祉課、商工政策課、監査委員事務局、警察本部）

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係（17件）

- ・調定もれまたは調定誤りがあるもの（障害福祉課、流域政策局）
- ・調定時期が遅延しているもの（総務事務・厚生課）
- ・県税、貸付金の償還金、使用料等について収入未済の解消を求めるもの
（財政課、税政課、森林政策課、健康医療課、子ども青少年局、中小企業支援課、農政課、住宅課、流域政策局、成人病センター、小児保健医療センター、精神医療センター、教職員課、警察本部）

(イ) 支出関係（12件）

・諸手当等の支給を誤っているもの

（防災危機管理局、総務事務・厚生課、琵琶湖政策課、商工政策課、砂防課、教育総務課、スポーツ健康課、警察本部）

・旅費の支給を誤っているもの（防災危機管理局、総務事務・厚生課、森林政策課、成人病センター）

(ロ) 財産関係（8件）

・物品の適正な管理を求めたもの（障害福祉課、水産課、耕地課、都市計画課、生涯学習課）

・不用決定、処分の手続が適正でないもの（総務課、自然環境保全課、教職員課）

(4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成26年6月24日から平成26年8月29日までの間に実施した76機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 太陽光発電状況の公表について（総務部総務課）

地球温暖化問題に対応する低炭素社会の実現に向けた取組として、県の機関においては、平成7年の県立大学をはじめとして、これまで主に庁舎等の屋上など41か所で太陽光発電システムが設置されている。

しかし、現在各々の太陽光発電システムによる発電量や売電状況などの情報が発信されていない状況にあり、設置効果のアカウンタビリティや太陽光発電の普及啓発の観点からも、まずは、本庁舎を管理している総務課から実績などをホームページなどで公表するよう取り組まれない。

(2) 各種監視員等の情報と地方機関の連携について（琵琶湖環境部環境政策課、循環社会推進課、森林政策課、森林保全課、土木交通部監理課、砂防課、流域政策局）

本県では、河川や山林などを監視・パトロールするために、正規職員以外に非常勤嘱託の各種監視員等を配置している。こうした監視員等は、各々所属する土木事務所、環境事務所、森林整備事務所等を拠点に活動しており、重なる現場もあるものと考えられ、横の連携を図る必要もあると思われる。現に、一部の土木事務所においては、砂防指定地見張員と河川管理パートナー間で、合同会議を開催し、巡視結果報告や情報交換により現場の状況や対応などの情報の共有が図られている。

各種監視員等が活動の際に得た情報の中には、県として共有することで、速やかな対応が可能となるものも少なくないと考えられ、各種監視員等が監視業務の際、現場で得た情報の活用について関係事務所間の連携が速やかに行われるよう、本庁関係課において検討をされたい。

(3) 森林組合に対する経営指導について（琵琶湖環境部森林政策課）

戦後造林された本県のスギ、ヒノキの人工林資源の多くは利用可能な状態に達しており、今後の森林保全や地域の産業振興など様々な視点からその利用が課題となっているが、経営環境の厳しさなどにより森林組合の木材生産体制が十分に整っていないことから、県産材の生産量は依然として低い水準で推移している。

そこで県は、これまでに林業労働力対策や施設整備などの森林組合の経営基盤の強化を推進するとともに、路網の整備、高性能林業機械の導入などの木材生産のための支援を行ってきた。こうした中、来年度からは、県造林公社の伐採が本格的に始まる予定であり、森林組合が真に地域における木材生産や森林経営の中核的な担い手として事業展開ができるよう、体制の整備に向けた経営指導に一層努められたい。

(4) 若年層の献血率向上について（健康医療福祉部薬務感染症対策課）

平成25年度の本県の献血者数は47,297人で前年度に比べ1.2%増加したものの、全国的に献血率を世代別で見ると、60代の21位を除き、10代から50代までの各年齢層とも下位グループに位置している。

今後の少子・高齢化の進展による献血可能人口の減少および輸血医療の増加を考えると、将来にわたって血液製剤が安定的に供給されるために、若年層に対して献血への理解や献血気運の醸成を図ることがとりわけ重要となっている。

そこで、若年層に対して単なるPRや呼びかけに止まらず、献血教育の充実を図ったり、各学校（高校、大学、

各種学校) への献血車の配車を増やすなど、より具体的で積極的な取組に努められたい。

(5) 生活衛生・食品衛生営業に対する指導について (健康医療福祉部生活衛生課)

理容美容やクリーニングなどの生活衛生関係営業および飲食店、食品製造業などが衛生的で、かつ適切に運営されるよう、県では衛生面の監視指導を実施している。しかしながら、対象となる業種と営業施設の数が多いため、全てでなく一部の重点監視業種に対して実施している。重点監視業種以外については、店舗開設時や許可更新時など必要最小限の場合の衛生点検に限られ、業界・営業者による自主点検などにより補完されている状況にある。

そこで、県において検査体制の強化を図るとともに、関係業界の自主点検などの方法や結果に対する指導を充実させ、併せて、組合員の高齢化や加入者の減少等の状況にある生活衛生・食品衛生団体の活性化への支援や、未加入の営業者に対して、日常の衛生が保たれているかどうかを確認する方法についても検討されたい。

(6) 食のブランドの発信強化について (農政水産部食のブランド推進課)

滋賀の食材の地域ブランド力を高めて、消費の拡大を図るために、近江米や近江牛、湖魚、近江の茶など滋賀を代表する食材の生産者団体等が連携して販路開拓活動に取り組み、県においても支援を行ってきているが、さらに、地域ブランド力を高めるためには、県外への発信を一層強化する必要がある。

現在、首都圏では多くの自治体が6年後の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、東京でのアンテナショップを充実するなどして、地域ブランドの発信強化に努めているが、本県においても、例えば、「ゆめぷらざ滋賀」との連携による滋賀の食材の発信などについて積極的に検討されたい。

(7) 学力、体力の向上策について (教育委員会事務局学校教育課、スポーツ健康課)

平成26年4月に実施された全国学力・学習状況調査結果によると、本県小学6年生および中学3年生の平均正答率はすべての教科で全国平均を下回っており、児童生徒の学習・生活習慣の状況でも、本県の子どもたちは、1日1時間以上のテレビやビデオ・DVDを観たり聞いたりしている割合が全国より高いのに対して、家や図書館での学習時間や読書時間が短いという結果であった。また、平成25年度に実施された全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果は、小学5年生においては過去5年間で最高値であったものの、全国平均値を下回る結果となっている。

このような結果を真摯に受け止め、分析結果を踏まえた具体的で、効果的な目標を設定するなどし、学力・体力の向上を図りつつ、滋賀の子どもたちのたくましく生きる力が育まれるよう取組の充実を図られたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年11月25日

滋賀県監査委員	面	村	久	子
〃	平	居	新	司郎
〃	山	田		実
〃	谷	口	日	出夫

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	近江学園
監査執行年月日	平成26年1月28日
監査結果報告年月日	平成26年3月17日
監査の結果	近江学園使用料等について、平成25年10月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,036,675円増加し、8,341,028円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	近江学園使用料等につきましては、未納者への督促状の送付、電話や面談による納付促進に努めてきました結果、205,037円の収納をすることができました。

また、滞納者への対応として、関係市と協議を重ね、成年後見人が平成25年4月から選任されたため、高額滞納者の新たな収入未済の発生を防止しました。

今後も、引き続き未納者に対して督促状の送付、戸別訪問等による納付促進に努めるとともに、関係機関と協議し、税外未収金対策による公金の債権回収業務の手続きを進めてまいります。

監査執行対象機関名	大津警察署
監査執行年月日	平成26年3月5日
監査結果報告年月日	平成26年3月17日
監査の結果	<p>職員の不注意による公用車の事故が4件（県過失割合100%：3件、90%：1件）発生し、保険を含めて1,542,355円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>年間を通じて服務指導重点項目に掲げられている「職員交通事故等の防止」に基づき、次のような取り組みを実施して交通事故防止の徹底を図っている。</p> <p>ア 公用車事故の再発防止のため、毎朝礼時や毎月の招集日教養等あらゆる機会を捉えて安全運転教育の徹底を図るとともに、出発時には署長以下各級幹部による声かけの励行により安全運転意識の向上に努めている。</p> <p>イ 朝礼時には副署長及び調査官が、他山の石として過去の事故事例や新聞記事を紹介し、事故原因や注意すべき事項等を具体的に指導するなどして、事故防止の意識向上に努めている。</p> <p>ウ 毎週月曜日の朝礼時に、係長以下の職員を指定し「ヒヤリ・ハット体験」のスピーチを実施した後に「安全運転五則」の唱和を行い、事故防止の意識向上に努めている。</p> <p>エ 交通事故を防止するため、啓発用ポスターを各課、交番・駐在所に掲示したほか、庁内放送による注意喚起を実施した。また、全署員から事故防止の標語を募集し、優秀な標語については、標語シールを作成し、トイレ、ドア、車両運転簿の表紙、コピー機等、署員の目につく箇所に標語シールを貼付して、交通安全意識の向上を図っている。</p> <p>オ 毎朝、朝礼終了後に車両点検を実施して、責任者として指定された職員の号令に従って点検を実施し、交通事故防止の意識高揚を図っている。また、地域各課にあっては、業務引き継ぎを行う双方の勤務員が立ち会い、公用車の引き継ぎ確認を確実にし、不良箇所の早期修理等による交通事故防止と車両管理の徹底に努めている。</p> <p>カ 交通事故の当事者となった職員について、事故の態様等により必要があるときは、公用車の運転に必要な運転技能検定の級位認定の取消措置を行うとともに、優先して滋賀県警察自動車運転訓練所における自動車等運転技能訓練に参加させ、運転技能及び安全運転意識の向上に努めている。</p> <p>キ 交通機動隊白バイ隊員経験者による若手地域警察官に対する原付車運転技能訓練を随時実施して、交通事故防止のための技術向上を図っている。</p>

監査執行対象機関名	彦根警察署
監査執行年月日	平成26年3月5日
監査結果報告年月日	平成26年3月17日
監査の結果	<p>職員の不注意による公用車の事故が3件（県過失割合100%：2件、未確定：1件）発生し、保険を含めて634,611円が支払われているほか、公用車および相手方に損害が発生している。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>年間を通じて服務指導重点項目に掲げられている「職員交通事故等の防止」に基づき、交通事故を防止するために次のような取組を実施し、事故防止のための注意喚起、職員の体調把握等を徹底するとともに、運転技能検定・訓練等を有効に活用して交通事故の防止を図っている。</p> <p>ア 公用車事故の再発防止のため、毎朝礼時や毎月の招集日教養等あらゆる機会を捉えて安全運転教育の徹底を図っている。</p> <p>イ 公用車の運転に際しては、出発時の幹部による声かけを行い、安全運転意識の向上に努めている。また、</p>

当直勤務中の仮眠時間が不十分な職員を幹部会で運転業務を考慮するよう報告し、交通事故の未然防止に努めている。

ウ 朝礼後において、月曜日には「安全運転五則」を唱和し、火曜日には「ヒヤリハット体験」のスピーチを実施するなど、交通事故防止の意識向上に努めている。

エ 交通事故の当事者となった職員について、事故の態様等により必要があるときは、公用車の運転に必要な運転技能検定の級位認定の取消措置を行うとともに、優先して滋賀県警察自動車運転訓練所における自動車等運転技能訓練に参加させ、運転技能及び安全運転意識の向上に努めている。

オ 職員の交通安全意識の高揚を図るため、日本自動車連盟の講師から想定映像を使用した「事故回避トレーニング（危険予知）」の講義を受講し、交通安全意識の向上に努めた。

カ 狭い駐車場所を想定した実車による駐車運転訓練を実施することにより、自己の運転技能を再認識させるとともに、運転技術の向上と安全運転意識の高揚を図った。

キ 毎朝礼後に、各車両担当者等が公用車の点検を行うとともに、第 1・第 3 金曜日には、幹部の立会いによる公用車一斉点検を実施して、車両の適正な管理に努めている。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成26年3月17日
監査の意見	<p>(i) 交通安全教育の徹底について（各県立学校）</p> <p>本県では、学校が最寄りの鉄道駅から離れて立地している場合が多く、自転車で通学せざるを得ない生徒が少なくない。</p> <p>県下では、昨年、自転車通学途中の生徒が死亡する痛ましい交通事故が発生している。</p> <p>また、全国的には、交通ルール違反や交通マナーを守らなかったことにより、歩行者を死傷させる自転車事故が多発しており、加害者として多額の賠償責任を問われているケースもある。</p> <p>各県立学校においては、平素から生徒に対する交通安全教育を実施するとともに、教職員と保護者による通学路上の交通安全指導活動等も行われているが、平成25年12月1日には改正道路交通法が施行され、自転車の通行方法等に関するルールが強化されたところでもあり、新ルールの周知徹底も含めて、交通安全教育の充実がより一層求められている。</p> <p>については、警察等関係機関との連携を強化し、これまで以上に保護者と協働して交通安全推進活動に取り組むなど、「生徒が被害者にも加害者にもならない」交通安全教育の徹底を図られたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(河瀬中学校)</p> <p>本校では、毎年、中学1年生を対象に文部科学省から配布された交通安全に関する教育教材（DVD）を活用して交通安全教育を行っている。また、昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても、担任より指導し、登下校時の交通立ち番を行い、生徒に認識させた。</p> <p>今年度は、5月に滋賀県警察主催の「命の大切さを学ぶ教室」で犯罪被害者遺族の方を講師に迎え、中学の全校生徒を対象にお話いただいた。今回は、交通事故での被害者遺族の方からの講演で、命について深く考える機会を持った。</p> <p>今後も、生徒が被害者にも加害者にもならないように、月1回の登下校における職員の交通立ち番を継続し、関係機関に協力いただいて、講演会を持つなどの取組を通して、生徒の交通安全に対する意識を高めていきたい。</p> <p>(守山中学校)</p> <p>本校では、4月当初に自転車安全運転五則の徹底と、学校周辺の主要交差点での安全な通行について、掲示資料等を用いて学級活動の時間に指導をした。また、4月15日から17日の3日間に、春の交通安全街頭指導として、JR守山駅から学校までの通学路およびその周辺において、全教員と生徒会による交通安全指導を実施した。さらに、5月15日には、守山警察署の協力を得て、登校時に学校周辺の交差点において、交通安全指導を実施した。</p> <p>交通安全に対する意識の向上を図ることをねらいとして、守山警察署との連携のもとに、「スケアード・ストリート教育技法」を用いたスタントマンによる交通再現事故を視覚体験させる交通安全教室を9月29日に実施する予定である。また、10月14日から16日の3日間に、JR守山駅から学校までの通学路およびその周辺に</p>

において、全教職員と生徒会、PTA 生徒指導部による交通安全指導を予定している。

（水口東中学校）

本校では、新入生オリエンテーション・学年集会・全校集会およびクラス単位でのホームルーム活動時に、交通安全指導や通学禁止区域の確認、通学マナーの徹底などを行っている。また、保護者に対しても、入学許可オリエンテーション・入学式後の保護者会・PTA 総会・学年懇談会・三者懇談会など、折に触れ生徒の交通安全指導をお願いしている。

毎月第 2・4 水曜日には通学路 16 カ所に教職員が立ち、挨拶運動とともに交通安全や通学マナー指導を行っている。昨年度 12 月以降は、年末と新学期の交通安全週間にあわせて、強化月間として月 4 回の交通立ち番を実施している。また、第 2 水曜日には、PTA とタイアップして、保護者の方々にも主要 3 カ所にて交通立ち番のご協力をいただいている。

事故が起こった場合は、すぐに学校にも報告させ、教職員をはじめ全校生徒への注意喚起を行っている。

今後も、生徒が被害者にも加害者にもならないよう、「命」の大切さを訴えながら交通安全教育を進めていきたい。

（膳所高等学校）

①道路交通法の一部改正に伴う交通ルールや交通マナーの徹底

交通ルールおよび交通マナーに関するプリントを教室に掲示し、それをもとに担任が説明することにより交通安全教育を行っている。また、教育委員会から届く県内の交通事故事例や、生徒が加害者になった事例等を紹介し、生徒の交通安全意識の向上を図るよう努めている。

②通学用自転車の管理徹底

学期に 1 回、自転車登校生の自転車の機能面のチェック、登録ステッカーのチェックを確実に行うとともに、自転車の交通マナーを指導している。

③徒歩、自転車通学路での登校指導

月 1 回、教師が登校時間帯に学校周辺 5 カ所で街頭指導を実施している。

（大津清陵高等学校）

本校では、警察署より教育教材として DVD をお借りし、全校生徒を対象に交通安全教育講座を開催し交通安全指導を実施している。その際、昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても指導した。

また、全校集会や長期休業中における留意事項の配布プリントにて自転車乗車マナーについて指導している。

さらに「自転車安全利用五則」を活用して作成したクイズを実施したり、県内の交通事故事例、生徒が加害者になった事例等を紹介したりしながら、随時担任が生徒の交通安全意識の向上を図っている。

今後も生徒の交通事故が減るよう、さらに指導方法の工夫に努めたい。

（大津清陵高等学校馬場分校）

本校では、保健体育の授業やホームルーム活動等の時間に、担当教員が折に触れ交通安全について指導している。昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても、担任より指導している。また特別活動としての交通安全教室の時間に、地元の警察署の方に来ていただくか、適切な講師に來校願って交通安全指導を行う予定をしている。

本校には自転車に限らず、バイクや自動車を運転する生徒もいることから、教育委員会から届く県内の交通事故事例や、生徒が加害者になった事例等を紹介しながら、生徒の交通安全意識の向上を図るよう努めている。

今後も、生徒が加害者となった時の賠償金を計算したり、近隣にある自動車教習所の協力を得て交通安全教室を実施するなど、生徒が加害者にも被害者にもならないよう、さらに指導方法の工夫に努めたい。

（堅田高等学校）

本校では自転車通学の生徒数は、全校生徒（580 名）の 40% にあたる。毎年 4 月に新入生に対して、自動車教習所等から講師として來校いただき、交通安全についての講演会を実施している。また、全校生徒に対しても交通安全講習を行っている。

今年度は 6 月 5 日（木）に大津北署、JA 共済連滋賀県本部の主催でスタントマンによる交通安全教室を本校で実施した。スタントマンによる事故場面の再現などにより、交通事故の危険性を疑似体験し、事故の怖さや悲惨さを自覚し、交通事故に遭わないよう注意する意識を持たせる目的で実施し、非常に効果があった。

今後の指導については、各学期の始業式や終業式に全校生徒に対して交通安全について繰り返し注意喚起するとともに、LHR 等の時間を利用し、交通安全に関する教材（DVD）などを使用し指導していくよう努め

る。

(東大津高等学校)

本校では、ホームルーム活動の時間を利用し、交通安全教育の徹底を行っている。また、昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても、担任より通学マナーも含め、指導している。

また、教育委員会から届く県内の交通事故事例や、生徒が加害者になった事例等を紹介しながら、生徒の交通安全意識の向上を図るよう努めている。

4 月には、新入生に対し、近隣の自動車教習所より講師を招き、交通安全教室を実施した。5 月には、大津警察署との連携による交通安全啓発活動として、生徒会執行部員による登校時の自転車マナー徹底の呼びかけも行った。また、定期的に生徒指導課の教員を中心に、交通マナー、通学マナーの徹底のため、通学路での立ち番による指導も行っている。

今後の計画としては、保護者の協力を得て、登・下校時の通学路での立ち番による交通安全指導を検討しており、「生徒が、被害者にも加害者にもならない」ように、交通安全教育を推進したい。

(北大津高等学校)

本校では、今年度から 4 月当初のホームルームを利用し、学年毎に 3 回の生徒指導講演会を行い、「自転車走行時の注意事項」や「加害事故時の補償問題」などを研修できる DVD 教材を視聴するとともに、大津北署から講師を招き、実際にあった事例を示していただきながら、道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更等について学習した。

また、各クラスにおいて、ホームルーム担任より、通学時のマナーを含め、自転車通学や徒歩通学での注意事項など交通安全指導を行っている。

今後も、教職員の街頭での立ち番による指導も含め、生徒が安全に登校し高校生活を送れるよう配慮するとともに、生徒自身の交通安全への意識が向上するよう指導方法の工夫に努めたい。

(大津高等学校)

本校では、生徒が自転車通学をする際には登録を義務づけており、今年度の登録件数は 133 名、全生徒の 14% となっている。

毎年、新規登録生徒を対象に、自転車運転に対する交通安全講習会を実施しており、今年度は内閣府企画・制作の DVD 教材（「自転車は車のなかまですく自転車を安全に乗るために」）や滋賀県交通安全対策協議会制作リーフレット（「自転車を安全に利用するために！」）を用いた講習を行った。

また、昨年の道路交通法改正に伴う、自転車に対する新しい規則については、全てのホームルーム教室にポスターを掲示して担任から説明し、全校集会においても生徒指導主任から概要について説明した。

さらに、多くの生徒が JR や京阪による電車通学をしていることから、JR 膳所・京阪膳所駅から本校までの通学路を安全に通行するよう、教職員が朝の通学時間帯において定期的に交通安全指導を実施している。

今後も、警察等関係機関の協力を得て交通安全教室を実施するなど、生徒が被害者にも加害者にもならないよう、さらなる交通安全教育に取り組んでいきたい。

(石山高等学校)

本校では、1 年生を対象に自動車教習所のご協力を得て、交通安全教室を実施している。内容は年度によって様々であるが、本年度は「安全な自転車運転について」を中心とし、交通事故を起こさない指導と、遭遇した時の対処について講習をしていただいた。

また、保健の授業において「交通事故の現状と要因」「交通社会における運転者の資質と責任」「安全な交通社会づくり」という内容で、交通安全に対する知識やマナーを身につけさせている。事故に遭遇したときの応急手当や処置の方法について、同教科を活用し指導している。

さらに、学期に一度（4 月・9 月・1 月）、数名の教員が通学路に立ち交通安全指導を計 3 週間実施している。生徒に指導・注意を促すほか、問題点・課題について今後の交通安全指導の対策にも役立てている。

本校は生徒数も多く広範囲からの通学生徒もあり、危険と思われる箇所の地図等を教室で掲示して注意を促している。

今後も、危険箇所の周知徹底、交通マナーを身につけさせる指導方法の工夫に努めたい。

(瀬田工業高等学校)

本校では、「大きな事故は、小さなトラブルの積み重ね、トラブル防止は心のゆとりから」という観点で、ホームルームを中心に交通安全指導を行っている。

小さなトラブルを防ぐ意味で、

①一部の生徒の通学マナーの悪さは生徒全員のマナーの悪さ（評価）につながる。

- ②自転車は、車両（車と同等）である事を自覚する。
- ③歩行者は、道いっばいに広がらないよう歩行する。
- ④自分が悪い場合は、謝罪（言葉と行動）が、被害者の気持ちを落ち着かせることにつながる。

といった本校生徒の現状にあった指導につながるように努めている。

また、事故を起こさない、事故にあわない指導は当然のことながら、事故にあった（被害者）／事故をおこした（加害者）場合の対処法も作成し、教室掲示するなどの周知徹底を図っている。

「時間と気持ちに余裕をもって登下校すれば、交通事故やトラブルは防げる」とし、今後も交通安全意識の向上に努めたい。

（瀬田高等学校）

本校では、毎日生徒の登校時に、正門前で立ち番を実施している。その際、自転車の運転マナーや自転車の点検を行っている。

特に、本校は夜間定時制高校であるため、登下校が夜となることから、前照灯の点灯や反射板の整備状況を点検し指導している。

また、毎年7月に全学年において、生活指導部の学校行事として交通安全指導（教室）を実施している。

1年生については、校外研修「交通安全実技指導（二輪実技講習）」を月の輪自動車教習所と連携して実施している。

講習内容は、原動機付き自転車および自動二輪車の実技講習である。

2年生から4年生は、本校に大津警察署瀬田交番所長を招き「交通安全講演・ビデオ観賞」を実施している。これらは、本校の特色ある伝統的な行事である。

保健体育の授業において、必ず1年時には「交通事故と健康」で生徒自身の交通事故体験やあと少しで交通事故になりそうになった体験を、全員が発表する取組を行っている。

さらに、ホームルーム活動においても文部科学省から配布された交通安全に関する教材を活用して交通安全指導を行っている。

昨年度末には、道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更について、全校生徒全員にリーフレットを活用して周知徹底を行った。

今後は、これらの取組に加えて下校時の交通要所での立ち番（点灯指導）等を実施していけるよう、指導方法の工夫に努めたい。

（大津商業高等学校）

本校でも、昨年10月以降、生徒が自転車での通学途中に事故に巻き込まれるケースが数件発生している。幸いすべて軽傷ですんだものの、相手が自動車ということで一歩間違えば大事故につながる可能性もあった。学校としては事態を重く見、今年度4月の始業式および入学式において、生徒指導主任より本校生徒が巻き込まれた事故の事例をあげ、自転車運転時の注意事項だけでなく、交通ルールやマナーについても指導した。1学期の終業式では、再度、生徒指導部より、自転車運転中にイヤホンあるいはヘッドホンを使用して音楽等を聞くことや、携帯電話等を操作することは、加害・被害いずれのケースにおいても重大事故を引き起こす原因となることを呼びかけ、安全運転に協力を求めた。今後も引き続き、全校集会やHRなど機会をとらえて、命の大切さを訴えながら、あわせて生徒の交通安全意識の向上を図るなど交通安全教育の徹底に努めたい。

なお、保護者に対しては、5月に開催されたPTA総会の際に、生徒の交通安全教育の推進を目的としたPTA行事の開催を依頼するなど、バイクの3+1運動の周知徹底とあわせて、学校の交通安全指導への協力を呼びかけた。今後も、学校通信やPTA通信などを通じて情報提供をしていくようさらなる交通安全教育に努めたい。

（彦根東高等学校）

本校では、生徒指導課を中心に、保健体育の授業やホームルーム活動等の時間に、交通安全指導を行っている。また、昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても、生徒指導課を中心に各クラスで指導している。

さらに交通安全の立ち番指導により、指導の徹底・確認と、交通ルールの遵守、交通事故防止を図っている。

また、教育委員会から届く県内の交通事故事例や、生徒が加害者になった事例等を紹介しながら、生徒の交通安全意識の向上を図るよう努めている。

今後も、生徒が加害者となった時、その賠償がどれだけのものになるか考えさせたり、近隣にある自動車教習所の協力を得て交通安全教室を実施するなど、生徒の交通事故が減るよう、さらに指導方法の工夫に努めたい。

定時制では、外部から講師を招き、交通安全の大切さや、また万一事故を起こした時の任意保険加入の必要性について講話していただいた。

日常のSHRや週一回のLHRでは、交通ルール遵守の大切さを、時にニュースレターや文書を配付し、啓発している。さらに、午後5時から30分間校門の立ち番をして生徒の登校の安全を図っている。

定時制では、一部の生徒の自動車、バイク通学を認めているため、免許所有者の届け出や自動車・バイク通学者に対する免許所有届および任意保険の加入の確認をしている。

今後も生徒が交通ルールを守り、安全に登下校できるように啓発するとともに年一回ではあるが交通講話を実施し、HRにおいても交通安全指導や毎日の登校時の立ち番を継続して実施していく。

(河瀬高等学校)

本校では、SHRやLHRの時間を利用して、交通安全指導を行っている。また、昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても、全校集会やクラスで生徒指導課や担任より指導している。特に自転車通学者の指導については、歩道や車道の通行について彦根署交通課とも連携し、より安全に通学できるように学校として努めている。

学校全体としては、毎月1回PTAと連携しての交通立ち番や毎日の正門前での交通指導において、自転車通学者は、雨天時の傘さし運転の禁止や車道の通行について指導している。

幸い大きな事故は起こっていないが、今後も生徒の交通事故が減少するよう、学校としてさらに指導方法の工夫に努めたい。

(彦根西高等学校)

本校では、保健体育の授業やホームルーム活動等の時間に、教科書や警察署から受けた指導を参考に交通安全指導を行っている。また、昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても、ロングホームルームや集会を利用し指導している。

また、交通安全の啓発のため、定期的に学校周辺で立ち番を実施している。PTAとも連携し、毎月1回合同で立ち番を実施している。

学年でも県内の交通事故事例や、生徒が加害者になった事例等をロングホームルームなどで紹介しながら、生徒の交通安全意識の向上を図るよう努めている。

今後も、自転車も加害者になることや、その賠償がどれだけのものになるかを考えさせたり、交通安全に関する教育教材(DVD)を活用して交通安全教室を実施するなど、生徒の交通事故が減るよう、さらに指導方法の工夫に努めたい。

(彦根工業高等学校)

本校では、全校集会、保健体育の授業やホームルーム活動等の時間に、文部科学省から配布された交通安全に関する教育教材(DVD)等を活用して交通安全指導を行っている。昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても、担任より指導し生徒への周知を図ったところである。

また、教育委員会から届く県内の交通事故事例や、生徒が加害者になった事例等を紹介しながら、生徒の交通安全意識の向上を図るよう努めている。

毎月に2度、教職員と保護者による通学路上の交通安全指導活動等も行われている。

今後も、生徒が加害者となった時の賠償金を計算したり、近隣にある自動車教習所の協力を得て交通安全教室を実施するなど、生徒の交通事故が減るよう、さらに指導方法の工夫に努めたい。

また、定時制においては、仕事を持ちながら就学している生徒に対して車やバイクでの登校を許可していることから、警察署から借用した安全運転に関するDVDを、全校生徒に視聴させながら事故を起こすことがないよう指導を行ったり、また、月に2回、職員が生徒の登校する時間帯に校門に立ち、車、バイク、自転車の運転、歩行者の通行について指導を行ったり、更に、昨年、自転車について道路交通法が改正された時には、プリントを配布し生徒に解説、指導を行う等の取組を行った。これらの指導は、今後も強化して実施していく予定である。

(彦根翔陽高等学校)

本校では、夏季休業前に生徒を対象とした「交通安全教室」を実施しており、平成26年度は1年生を対象に、統一LHR(学年集会)で、文部科学省から配布された交通安全に関する教育教材(DVD)を利用して交通安全指導を行った。

また、昨年度の道路交通法の一部改正に伴う交通ルールの変更についても、全校集会の場で周知徹底を図っている。

従来から本校でも生徒の関係する交通事故は毎年発生しており、事あるごとにHR担任から指導を行うとと

もに、全校集会や学年集会などにおいても指導を行い、交通安全意識の向上に努めている。

今後も、教育委員会や警察機関などから届く資料や事例を参考にし、また関係機関との連携を模索しながら指導方法を検討したい。さらに、交通安全週間や P T A と協力して実施している登校指導なども工夫しながら、生徒の交通事故の減少に向けて指導に努めていきたい。

（長浜高等学校）

本校では、全校集会等で自転車マナーについての啓発を行うとともに、ホームルーム活動等の時間に、昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更や、自転車事故による損害賠償の事例等について、担任より直接指導した上で、新ルールの内容や自転車マナーをまとめたプリントを教室掲示し、周知徹底を図っている。

また、年に 5 回程度、通学路で街頭指導を行い、生徒の通学状況を確認するとともに、マナー違反があれば注意している。

今後も、生徒の交通安全意識の向上を図り、交通事故が減るよう、さらに指導方法の工夫に努めたい。

（長浜北高等学校）

本校では、登校時の交通指導とあいさつ運動を、正門、西門の他、6 カ所の通学路において、年間 10 回実施し交通事故の撲滅に努めている。また、保健体育の授業やホームルーム活動等の時間に、警察署から配布されたポスターやチラシを使って交通安全・交通マナーの意識を高めるとともに教室に掲示し啓発活動に努めている。また、S H R では教育委員会から届く県内の交通事故事例や、生徒が加害者になった事例等を紹介し、その都度、生徒の交通安全意識の向上を図るよう努めている。

道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更については、昨年度 2 学期末の終業式で生徒全員に生徒課より指導している。また、今年度は 2 学期の始業式で本校の交通事故の現状と交通ルールの遵守や交通マナーについて指導を行い、交通事故の減少に繋がるように努めている。

今後は、近隣にある自動車教習所の協力を得て交通安全教室を実施するなど、生徒の交通事故が減るよう、さらに指導方法の工夫に努めたい。

（虎姫高等学校）

新学期（4/27）に長浜警察署より署員を招いて全校生徒を対象に「交通マナー講習会」を実施して、特に自転車に関するマナーや、加害者になりうる危険等について指導を行いました。

また、毎週 3 回（月水金）年間を通じて通学路の危険個所に立って指導しており、春秋の交通安全週間では、通学路の要所 5 か所に範囲を広げて事故防止の観点から指導を行っています。テスト期間中は下校も一斉になるので、同じく通学路の指導を行っています。

通学途上の事故は軽い接触も含めて生徒に申告させ、情報を共有するように努めています。また、虎姫駅駐輪場にも朝の指導に入り、駐輪マナーも含めて指導しています。

今後も全校集会などの折に触れて、生徒指導課より交通安全に関する指導を行っていきます。

（伊香高等学校）

平成 26 年 5 月 16 日、木之本町内の通学路（交差点・踏切など）に教員が立ち、通学マナーの指導を実施した。特に、自転車の並走や右側通行、路上いっばいに広がっての歩行について指導を行った。

平成 26 年 6 月 3 日、S H R にて担任より「交通事故防止」について講話を行うとともに啓発のプリントを教室掲示し、交通安全について注意を喚起した。

以上のような指導は、毎月定期的実施しています。

平成 26 年 6 月 10 日 4 ～ 6 限を使って、各学年に「交通安全教室」を実施した。講師は、長浜自動車学校の方々へ依頼した。

内容は、大きく DVD を使用しての講習と大型バス・普通自動車を乗り入れての実習研修の 2 本立てで行った。

DVD を使用しての講習では、歩行者・自転車の交通事故防止のための「安全五則の説明」を実施していただいた。この中で、昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても触れていただいた。

大型バス・普通自動車を乗り入れての実習研修では、おもに、「自転車の巻き込み事故について」、「普通自動車及び大型自動車の内輪差による危険について」、「普通自動車及び大型自動車の死角による危険について」の 3 つについて、体験的に学ばせていただいた。

交通安全の学習には、講話だけでなく体験的な学びが大切であると感じている。今後も関係機関と連携し、このような学習、指導を積み重ねていきたい。

（長浜農業高等学校）

本校の交通事故の実態は、毎年、年間10件ほど交通事故が発生し、そのほとんどが登下校中の自転車と車との接触事故で、幸い大怪我を負う事故はほとんどないが、事故の原因は本校生徒の急な飛び出しによるものが多い。

それで、本校では交通安全教育に関して、以下の取組を行った。

平成25年度に道路交通法が一部改正されたことにもない、平成26年1月に、警察の交通安全課の方に来ていただき、悲惨な自転車の交通事故例を挙げてもらうとともに、特に自転車の歩道の通行や左側通行の禁止について講演をしていただいた。

平成26年5月にHRの時間を利用し、文部科学省から配布された交通安全に関する教育教材(DVD)等を活用し、交通安全教育を行っている。

毎月の月上旬に、朝の交通指導を3日間、生徒の登校時間に合わせて30分ほど実施している。

また、年間を通しては、以下の取り組みを行っている。

事故が起こる度に、事故現場と事故原因を事故に遭った生徒から詳しく聞き、すぐに担任を通じてSHRで流してもらい、全校生徒に注意を促すようにしている。

教育委員会や警察署から送られてくる交通事故防止のPR文書等を各HRに設けた掲示場所に掲示し、生徒の交通安全に対する意識を高めている。

今後の予定として、平成27年1月に警察の方に来ていただき、自転車に関する交通安全についての講話をしていただく予定である。

今後も、警察署や他校の生徒指導課と情報交換をし、またPTAと協力し、交通安全推進活動に取り組み、生徒が事故を起こすことも、遭うこともないように、交通安全教育の徹底を図っていきたい。

(長浜北星高等学校)

生徒の多くは自転車通学であるため、自転車運転を中心とした交通安全教育を実施した。主なものは下記のとおりである。

- ・登下校時の安全指導：全国交通安全週間期間中は毎日実施し、それ以外は月2回実施した。(1日、15日)
- ・交通安全教室：1年生対象で、長浜警察署より講師を招聘した。(夏季休業直前)
- ・全校集会において、交通安全についての説諭を実施した。
- ・夏季休業中、PTAによる長浜市内の交通安全指導を実施した。

昨年度に道路交通法が改正されたことから、各学年ともLHRで担任より改正点等を周知し、生徒に注意を喚起した。さらに、生徒会の交通安全委員会が中心となり、ポスターを作成し、校内各所に掲示して注意を喚起した。

今後は、さらに、教員と保護者、関係機関が連携した交通安全指導の充実を図る計画である。

また、定時制では、自転車通学に加え、原動機付自転車および自家用自動車による通学を、許可制で認めているため、交通安全教育はきわめて重要である。

生徒の登下校時には、生徒指導課を中心に校門に立ち、交通安全マナー指導を行っている。さらに、長期休業の前には、各ホームルームで交通ルール遵守についての指導を実施した。

今年度は、7月16日に長浜警察署交通課から講師を招き、全校生徒を対象に交通安全教室を実施した。特に、改正道路交通法について触れていただき、新ルールの周知徹底を図った。

また、今年度新たに、生徒の下校時間に生徒会執行部が正門に立ち、「交通安全の呼びかけ」と「あいさつ運動」を実施した。生徒自ら啓発を行うことにより、交通ルール遵守の徹底を図ることができた。

(八幡高等学校)

以前から行っている校門でのあいさつ・身だしなみ指導の他に、定期的に学校近くの横断歩道に立ち、登校時の交通安全指導を行っている。

また、高校入学により、通学路・通学方法が変更になり、自転車での遠距離通学を始める生徒も見られる第1学年の生徒を対象に、視聴覚教材を利用した「自転車交通安全教育」をクラス単位で実施した。

その他、全校生徒に配布の「夏季休業中の心得」への交通安全に関する記載の充実を行ったり、1学期終業式後に改正道路交通法についての周知を図るなど、機会をとらえて交通安全指導の強化に取り組んでいる。

(八幡工業高等学校)

本校では、教科(保健・1年)の授業において交通安全指導を行うとともに、生活指導課においてはオリエンテーションや各集会などの機会をとらえて、随時、全校生徒に対し交通安全についての呼びかけを行っている。本年6月には、毎月定めている生活指導目標を、「交通マナー」と定め、主に自転車の運転に関して、降雨時における傘さし運転の防止および携帯電話やイヤホンを使用しながらの運転の防止などについて、声掛け

や通信発行による重点啓発を行った。

また、近江八幡安全教育センターと近江八幡警察署との共催で「平成26年度交通安全指導教室」を本年10月21日に計画している。この教室では、実際の本校生徒の通学路上の危険箇所等を撮影した映像を用いるなどして、特に自転車事故の恐ろしさについて理解させることを目的としている。

さらに、来年度についても、JA共済連の「生徒向け自転車交通安全教育事業の支援」制度を活用した交通安全教室を計画している。

P T A 役員と連携した交通安全街頭指導も継続して実施しており、今後とも関係機関との連携を密にしながら、工夫をこらした交通安全教育に取り組んでいきたい。

(八幡商業高等学校)

本校では、生徒に交通安全の意識付けを行うために、日常の指導として、朝のショートホームルーム時に、随時、「命の大切さ」とかかわって交通マナーの遵守等について、担任より指導を行うとともに、年1回(7月)、全校生徒対象に「交通安全」に関する講演会(研修会)を実施している。また、平成25年12月1日の改正道路交通法の施行時には、自転車等の交通法規について啓発紙(掲示物)を作成し、各ホームルーム教室に掲示するとともに、学級担任から説明等を行った。

生徒への実践的な指導としては、毎月1回(1週間程度)、生徒の登校時に近江八幡駅から本校までの通学路の3~4箇所(各箇所に職員2, 3名)において本校職員が立ち番を行い、交通指導を行っている。

交通事故の発生時には、学校としてできる範囲内で迅速な対応を心がけ、保護者・関係機関(警察等)と連携を図っている。また、該当生徒には今後の交通安全面について、個別に指導を行っている。

今後も、「命の大切さ」についての意識付けを図る指導の中で、交通安全に関わる内容に積極的に触れるとともに、職員による交通立ち番等による注意喚起や指導等を通して、交通安全教育の徹底を図っていききたいと考えている。

(草津東高等学校)

本校では、毎朝校門での立ち番や、月3回保護者の協力の下、通学路の危険な3カ所を中心に交通安全指導を行っている。

また、学年集会などで、自転車事故が多発している現状を説明し、交通ルールの変更も含め、交通マナーを守るよう生徒への周知徹底を図っている。

保健体育の授業では、文部科学省から配布された交通安全に関する教育教材を活用したり、教育委員会や警察署等から届く県内の交通事故事例や、生徒が加害者になった事例を紹介しながら、生徒の交通安全意識の向上を図るよう努めている。

今後も、警察署等の協力を得て交通安全教室を実施するなど、生徒の交通事故が減るよう、さらに指導方法の工夫に努めたい。

(草津高等学校)

本校では、教員が「おはよう運動」の一環として校門や学校周辺で立ち番を行っており、その結果、事故件数が平成25年度は、前年に比べて半減している(H24: 22件、H25: 11件)。

一昨までは、自動車教習所や警察などから講師を招いて「交通講話」を実施していたが、学年集会やホームルーム活動等で文部科学省から配布された教育教材(DVD)などを活用して訴えていくほうがより効果的と判断し、学年またはクラス単位で実施していくこととした。

今後は、教員による見回りを継続するとともに、近隣の交番にも協力を要請し、登下校時のパトロールを継続して実施してもらうこととするほか、学期ごとに交通ルール・マナーに関して意識の向上を呼びかけ、朝の「おはよう指導」のなかでは、自転車における傘さし運転、二人乗り、並走、イヤホンの使用などは厳しく注意をしていくこととする。

また、交通事故の加害者になった場合の賠償問題にも触れ、被害者にも加害者にもならないよう、日頃から地道な指導を粘り強く続けていきたい。

(玉川高等学校)

本校では年度初めに「交通安全指導」の時間を設け、自転車の運転マナーについてまとめたプリントを配布し、地図などを見ながら危険な運転と道路上の危険箇所等について、また、昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更について、被害・加害両面からの事故例とその対処についての講話を実施している。

また、傘さし運転防止のため雨合羽を所持すること、自転車盗難防止のためツーロックができる装備をすることを自転車通学許可の条件としており、通学指導と合わせて、雨合羽とツーロック装備の所持の点検も行っている。

教員が月 2 回校外にて交通安全指導を行う「交通安全立ち番」を実施しており、本年度より安全指導の場所を 1 箇所追加し、さらなる交通安全指導の充実を目指している。4 月下旬には近隣の自動車教習所の協力を得て「交通安全講習会」を実施した。これらの指導を継続することで生徒の交通事故が減るよう、さらに指導方法の工夫に努めたい。

(湖南農業高等学校)

本校では、県から配布された交通安全に関する教育教材等を活用し、教職員による通学路上の交通安全指導等を 4 月、9 月に実施している。

また、昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても、近隣の教習所から講師を迎え、平成 26 年度 4 月に全校一斉の講習会を実施している。

今後も生徒指導を中心に、重大事故等が起こらないよう安全指導とマナー指導に努めていきたい。

(守山高等学校)

今年度 4 月当初に、通学途上の周辺交差点での自転車安全通行について、自転車安全利用五則を徹底するため、各ホームルームで掲示資料を用いて自転車運転に係るルールやマナーを指導した。

また、4 月 15 日から 3 日間、J R 守山駅から本校までの通学路およびその周辺にて、全教員と生徒会による交通安全指導を行った。さらに、5 月 15 日には、守山警察署と連携して登校時における本校周辺交差点での交通安全指導を実施した。

2 学期は、9 月 29 日に守山警察署による交通安全教室を開催するとともに、10 月 14 日から 3 日間、全教員、生徒会、P T A 生徒指導部会が協力し、秋の交通安全街頭指導を実施する予定である。

今後は、生徒会活動やホームルームだけでなく、部活動内の指導においても交通安全についての啓発に努めていきたい。

(守山北高等学校)

本校は、J R 守山駅からバスで 20 分の田園の中に位置し、近隣中学校からの入学生が大半であり、自転車通学が約 9 割を占めている。周辺道路は交通量が多く、これまでも接触事故等が発生している。また、マナー面でも近隣住民の方から様々なご指摘を頂戴しているところである。

このようなことから本校では、これまでから交通安全教育に積極的に取り組んでおり、平成 26 年度においては、次のような取組を行っているところである。

まず、交通安全教室では、自転車マナーの向上と交通ルール遵守意識の高揚を図るため、各学年別に守山警察署員による講話指導を行うとともに、生徒には感想文を作成させた (平成 26 年 7 月 15 日～17 日)。また、事故による損害の重大さや賠償について認識させるため、損害保険協会による講話を平成 27 年 3 月 (3 年生にあっては平成 26 年 12 月) に行う計画である。

次に自転車の通学マナーの指導と交通ルール遵守および安全指導を目的とする街頭指導を登校時の学校近郊の交通量が多い交差点を中心に行っている。教員による指導を月 2 回、P T A 役員による指導を年 3 回実施している。

また、生徒に配布する「生徒指導だより」に交通安全の注意喚起を掲載し、交通ルール遵守を呼びかけている。

さらに地元警察署との連携では、雨天時の事故防止のため、下校時に交番による巡回を依頼するとともに、今年度新たに警察署と生徒会が連携し、登校時の自転車マナーの実地点検と施錠確認 (二重ロック) の指導を平成 26 年 5 月に実施した。

今後も、機会あるごとに交通安全の注意喚起を生徒および保護者に行い、被害者にも加害者にもならないよう指導に努めていきたい。

(栗東高等学校)

本校では、交通安全講話を全学年に、また入学時にもオリエンテーションで、警察署や自動車学校から講師を呼び交通安全についての講話を実施している。また、P T A との連携事業として朝、主要な交差点に立ち生徒の注意を喚起するとともに、自転車乗車マナーの向上を目指し定期的に交通安全指導を行っている。また、昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても、生徒指導課や担任より指導している。

さらに、教育委員会から届く県内の交通事故事例や、生徒が加害者になった事例等を紹介しながら、生徒の交通安全意識の向上を図るよう努めている。

今後も、生徒が加害者となった時の賠償金がどれだけのものになるのか考えさせたり、近隣の自動車教習所の協力を得て交通安全教室を実施するなど、事故が決して他人事ではなく、一瞬の不注意がその後の人生を大

大きく狂わせるということを実感として理解させ、生徒の交通事故が減るようさらに指導方法の工夫に努めたい。

（国際情報高等学校）

本校では、4月より昨年度の道路交通法の一部改正に伴う交通ルールの変更について生徒に対して啓発を行い「被害者にも加害者にもならない」交通安全教育を推進している。本校の立地が約500メートルに及ぶ坂道を登りきった丘にあることから、下校時における下り坂でのスピードコントロールが要因となる事故が過去多くあった。

今年度は、特に「傘差し運転」等危険運転の撲滅を目標とし、LHRを活用した担任からの指導だけでなく、「ヒヤリハット」事例から学ぶ日々のSHRでの指導、生徒指導部を中心とした登下校時の交通立ち番、クラブ活動顧問からの登下校交通マナー指導等を積極的に行っている。

6月には全校集会を行い交通安全講話を実施した。また10月には地域警察交通安全課との連携による「交通安全教室」を計画している。また、生徒会を中心とした生徒の自発的啓発活動を促しつつ、生徒の交通事故が減るよう指導方法の工夫に努めたい。

P T Aとの合同立ち番も定期的に行い家庭における交通安全指導にも理解を求めている。また、学校安全研修Ⅱでの内容の伝達講習を職員研修として実施するとともに、P T Aを含めた合同の研修も実施し、さらなる啓発を行う。

（水口高等学校）

本校では、年1回全生徒を対象に警察官による交通安全についての講習会を開催している。平成26年度は7月17日に開催し、自転車の安全運転に係るルールやマナー、また事故を起こした時の責任の重さについて理解を深めさせた。また、保健体育の授業の時間に教育教材（DVD）を活用して交通安全指導を行うとともに、各学期の全校集会において、道路交通法の一部改正に伴う交通ルールの変更などの説明や交通安全についての指導を行っている。

また、教育委員会などから交通事故事例が届いたり、近隣住民等から生徒の不適切な交通マナーについての通報等があった場合は、HR等において速やかに指導を行うよう努めている。

なお、生徒の登校時間に、保護者とともに主要交差点での立ち番指導を行っており、平成25年度までは年3回実施してきたが、平成26年度からは年6回に増やすこととした。実施状況については、6月13日、7月11日の2回を終えており、今後9月16日、10月20日、11月11日、12月11日の4回を実施する予定である。

今後も、警察・地域住民・保護者の協力を得つつ指導を強化していくとともに、生徒の交通事故が減るよう、なお一層指導方法の工夫に努めていきたい。

（水口東高等学校）

本校では、新入生オリエンテーション・学年集会・全校集会およびクラス単位でのホームルーム活動時に、交通安全指導や通学禁止区域の確認、通学マナーの徹底などを行っている。また、保護者に対しても、入学許可オリエンテーション・入学式後の保護者会・P T A総会・学年懇談会・三者懇談会など、折に触れ生徒の交通安全指導をお願いしている。

毎月第2・4水曜日には通学路16カ所に教職員が立ち、挨拶運動とともに交通安全や通学マナー指導を行っている。昨年度12月以降は、年末と新学期の交通安全週間にあわせて、強化月間として月4回の交通立ち番を実施している。また、第2水曜日には、P T Aとタイアップして、保護者の方々にも主要3カ所にて交通立ち番のご協力をいただいている。

事故が起こった場合は、すぐに学校にも報告させ、教職員をはじめ全校生徒への注意喚起を行っている。

今後も、生徒が被害者にも加害者にもならないよう、「命」の大切さを訴えながら交通安全教育を進めていきたい。

（甲南高等学校）

本校では、4月に1年生対象に警察から来ていただいて、基本的な交通ルールを理解・遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるため交通安全教室を開催している。この中で自転車乗車時の交通事故を見せ、そのことで事故防止のための交通ルールやマナーを知り、守り、事故にあわない、おこさないという意識を身につけさせている。

また、道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても、警察の方より講演いただいている。また、1月には3年生対象に警察から来ていただいて交通ルールを理解・遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるため講演をしていただいております。今年度も同様に実施予定である。以上のほかにも県内の交通事故事例や、生徒が加害者になった事例等を紹介しながら、生徒の交通安全意識の向上を図るよう努めている。

今後も、生徒が加害者となった時の賠償金がどれだけのものになるのか考えさせたり、警察の協力を得て交通安全教室を実施するなど、生徒の交通事故が減るよう、さらに指導方法の工夫に努めたい。

(信楽高等学校)

本校では、自転車通学をする生徒は少数であるが、保健体育の授業やホームルーム活動等の時間に交通安全指導を行っている。

自転車通学者には、本校のステッカーを配布し、自転車の点検を行っている。

また、教育委員会や各生徒指導連絡協議会等から届く県内の交通事故事例や、生徒が加害者になった事例等を紹介しながら、生徒の交通安全意識の向上を図るよう努めている。

立ち番においても歩行者・自転車登校の生徒に通学路において挨拶など声かけをとおして事故の無いよう指導を行っている。下校時の指導も行っているが、今後さらに立ち番等の指導を強化し、生徒の交通事故が減るよう、指導方法の工夫に努めたい。

(野洲高等学校)

本校での取組内容として、通学用自転車については、毎年4月当初に学校登録を行い、自転車通学の許可を行っている。防水具(カッパ)の所持を確認し、所持しない者には自転車通学を許可しない指導をしている。

また、学校で自転車点検を定期的に行い、安全通学への意識向上を図っている。

通学路において、教職員が登校時間に立ち番を実施し、スマホ等見ながら運転や傘さし運転等の危険行為に対し現場で直接指導に当たっている。

また、保健体育の授業やホームルーム活動等において、配布物(リーフレット)などを使って、交通安全についての全体指導を行っている。特に、昨年度の道路交通法の一部改正に伴う交通ルールの変更については、全校集会の場で、生徒指導主任より全生徒に話をし、周知を行った。

野洲市では、野洲市青少年育成市民会議の主催により「町ぐるみで愛の声かけ運動」「町ぐるみで愛のパトロール」を実施している。本校PTAは、生徒指導委員会活動事業の一環としてこの行動に参加協力し、通学路および街頭における生徒の通学状況等を見守り、正しい自転車通学、歩行者のマナー、あいさつ励行等の指導をしている。

今後の取組としては、全校集会等で生徒が加害者や被害者になった事故の例を紹介し、加害者となった時の賠償金がどれだけのものになるのか考えさせる等して、事故を自分のこととして受け止めさせ、交通安全意識を向上させたい。

(石部高等学校)

本校では、昨年度の道路交通法の一部改正や交通ルールの変更について、ショートホームルームやロングホームルームの時間や保健体育の時間に、交通安全教育の一環として生徒に伝えてきた。本年度は、文部科学省から配布された「安全な通学を考える～加害者にもならない～」を2学期にロングホームルームで上映し、交通安全指導を行う予定である。

また、警察や教育委員会から届く交通安全に関する文書や資料、および新聞記事を利用した職員の研修も行い、交通安全への意識の向上を図っている。

今後も、滋賀県学校安全研修会Ⅱの研修に教職員が参加するので、その内容を教職員が共有し、終業式や始業式の学校行事や授業、ホームルーム活動で生徒にも理解できるように伝えていきたい。

さらに、今までも取り組んできたが、登下校時にPTA会員の協力を得て、交通安全や交通マナーに関して、注意や啓発を行う予定である。

(甲西高等学校)

本校では、過去に生徒が自転車事故に遭ったことを教訓に毎月11日を「交通安全の日」と定め、教職員がPTA役員とともに、学校周辺の交差点、横断歩道、学校進入路等、事故が発生しやすい箇所にのぼり旗とともに立ち、交通ルールの厳守や交通マナーの向上を図るよう、生徒に指導を行っている。

平成25年6月にPTAと協同で生徒全員に「ヒヤットした場所・危険と思う場所は」という内容でアンケートを実施した。その結果も参考に①夜間照明の設置②歩行者・車両分離帯、信号の設置③自転車道の確保などの要望活動をPTAと協同で関係機関に行ったところであり、今後は要望が実現するように継続して働きかけ、生徒が安全に通学できるよう努めたい。

平成26年度は、甲賀警察署交通課に依頼し、交通安全の意識を高めるよう講演を3学期に行うよう計画しており、また、学年集会等、機会ある毎に自転車の通行方法に関するルールの強化等、道路交通法の改正について周知を行っている。

(高島高等学校)

本校では、新入生オリエンテーションや、各学年ホームルーム活動および保健体育の授業の時間に、地域の実情に即した交通安全の教育を行っている。生徒の事故が起きた場合も迅速に対応するとともに、全校生徒に向けても交通安全の指導を徹底するようにしている。

また、毎月 2 回、通学路で危険と思われる 4 カ所に教員による立ち番を行い、交通安全の意識の向上に努めている。

さらに、地域の自動車教習所に協力をしてもらい、交通安全教室を実施している。そこでは、自転車という車両は、被害者はもちろん加害者の立場に立つ可能性があることを認識させるなど、より広い定義で交通安全を守ることの大切さを指導している。

今後も、生徒の交通事故がなくなるように、さらに指導方法の工夫に努めたい。

（安曇川高等学校）

本校ではSHRやLHRを利用して、登下校時の通学マナーについて徹底を図っている。特に自転車通学の 2 人乗り、並走運転、傘差し運転、両耳ヘッドホン着用の危険性を重点に指導している。さらに、自転車施錠についても滋賀県の「ロックでガード大作戦」を提唱し、校内、校外を問わず施錠を心がけるように生徒に呼びかけている。昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても、自転車の路側帯通行が左側に限定されたことや（平成25年12月1日から）、自転車安全利用五則の周知徹底を図るために、警察からのパンフレットをプリントにし、全校生徒に配布し周知を図っている。

さらに、地域の自動車教習所の協力を得て、1 年生を対象に交通安全教室を実施した。その中で、生徒が加害者になった場合においても、膨大な損害賠償額の判決が出されたことなどを例に、より具体的なお話をして頂いた。

しかしながら、このような取組をしても地域の方から苦情電話をいただいたり、マナー違反のご指摘をいただくことがたびたびあり、生徒の交通事故が減り、安全意識が向上するよう、更に指導方法の工夫を重ねたい。

（八日市高等学校）

本校では、教員による朝の校門指導（正門、西門の 2 カ所）の際、雨の日の傘差し運転禁止等の指導をはじめとした自転車のマナー指導を行っている。

昨年改正された道路交通法の自転車通行方法に関するルールについては、東近江警察署に協力を依頼して、全校集会の場で警察の担当者から説明をもらい、朝の校門指導にも参加していただいた。

校内では、交通安全委員（生徒）がポスターを作成し、また、教員と一緒に朝の校門指導に参加するなどして、交通安全に対する意識を高めている。

また、年間を通じて、教員・生徒による交通安全街頭指導日を設け、保護者にも協力をお願いしている。

最近、本校でも通学途中に車との接触事故が多発しているのも、事故の都度、ショートホームルーム時に、余裕を持って通学すること、無理をしないこと、場合によっては加害者になり得ることを指導し、生徒に注意喚起している。

P T A では、万が一、生徒が加害者となった場合を想定し、賠償責任補償保険に加入している。

今後とも痛ましい事故が起こらないよう、生徒の交通安全に対する意識を持続させていきたい。

（能登川高等学校）

本校では、保健体育の授業やホームルーム活動等の時間に、文部科学省や警察の資料を活用して交通安全指導を行っている。また、昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても、担任より指導している。

今年度は特に、P T A との合同で実施する朝の校門指導時に、自転車通学生に交通安全の呼びかけとチラシの配布による啓発を行った。また、東近江ハイスクールセーフティリーダー（H S L）に 12 名が委嘱されており、該当生徒も交通安全啓発活動を積極的に行っている。

さらに、1 学期の終業式における全校集会時に、警察から特別講演をしていただき、生徒の交通安全意識を高めた。

今後も、生徒が加害者や被害者となった事故の例や、加害者となったときの賠償金額を示して、生徒の交通事故が減るよう、交通安全教育指導の工夫に努めたい。

（八日市南高等学校）

①交通安全指導と自転車点検について

まず、改正道路交通法の周知指導については、滋賀県警少年課の資料を用いて改正道路交通法の指導を行っている。

事故の予防とともに、事故が起こったときに警察への通報するなどの対応法についても、朝のSHRの時間等において指導を行っている。

次に、交通安全講話の実施については、毎年1学期期末考査後に1年生と3年生とを対象に、東近江警察署から講師として署員の方を招き、交通安全についての講話をいただいている。この講話は、生徒が交通安全についての知識を身につけるとともに、事故の状況や悲惨さを知ること、交通安全についての意識を高めることに役立っている。

自転車点検の実施については、生徒が安全運転の意識を高めることを目的として実施している。この点検は、4月と各定期考査時に実施している。4月の点検では、滋賀県自転車商協同組合八日市支部のご協力を得て点検・整備をしていただいております、他の点検は、学校職員で実施している。

1学期中間考査時は、東近江警察署の協力を得て、通学時の自転車のマナーについて、校門での指導をしていただいている。

②H S L活動について

東近江警察署との連携により、本校生徒会執行部の生徒が、交通安全啓発のためのボランティア活動（ハイスクール・セイフティー・リーダー（H S L））を行っている。1学期中間考査時の東近江警察署の協力による校門での交通安全指導では、本校のH S Lメンバーが校門に立ち、本校生徒に対して、交通安全の啓発活動を行っている。

毎年夏休みには、東近江警察署管内の各高校のH S Lメンバーが本校に集まり、東近江地区交通安全推進大会での啓発品（本校生産のトマトケチャップ）500個の配布準備を行っている。

③今後について

学校として、これらの取組を計画的・継続的に実施することにより、自転車通学の生徒の自動車や歩行者との接触等の事故を1件でも少なくしていきたい。警察との連携についてもさらに深めていきたいと考えている。

（伊吹高等学校）

本校は傘差し運転の撲滅を始めとした交通安全指導を行ってきた。その中で3年前より生徒会とヒューマンセミナー部を中心として、米原署と連携した「スマイルネット」と名付けたボランティア会を創設し、生徒と警察署員の合同による、自転車点検や施錠の呼びかけ、朝の交通指導等を定期的に行っている。

こうした取組は県下でも珍しい取組であろうと思われ、また多くの生徒がこの取組に賛同し、年々参加者が増加している。本年5月23日に行われた米原署との朝の交通指導では40名以上の生徒が参加し、教員とともに立ち番指導やあいさつ運動を展開した。こうした取組の成果もあり、本校での自転車事故は減少傾向であり、マナーも向上しているように思われる。しかし、まだ並走等の苦情がなくなった訳ではないので、今後も交通安全ルールの周知徹底を図り、誰一人として加害者にも被害者にもならない交通安全教育の徹底を図りたい。

（米原高等学校）

本校の生徒の約8割はJ R米原駅を利用して、本校に通学してくる。J R米原駅東口から深坂という坂を約15分ほどあがって本校に到着するが、途中、国道8号線を横断し、さらに本校近くの横断歩道を通る際に自動車と接触する可能性がある。そのため、学校近くの横断歩道では毎日、学校長ならびに本校職員が交通安全指導にあっている。また、2割近くの生徒が本校に直接、自転車で乗り入れているが、帰宅途上、学校近くの坂ではスピードを出しすぎないように、朝のショートホームルームや学年集会、全校集会で安全指導に努めている。

電車通学の生徒も自宅最寄りの駅までは自転車を利用している生徒が多いので、上記の生徒とあわせて、道路の左側走行遵守、並列走行の禁止、ヘッドホンの禁止、カップ着用等をいろいろな機会に注意、指導を継続している。

1年間に1回、1年生対象に近くの米原警察署の方から、交通安全講話をしていただいて、身近にひそむ危険性や自分で交通安全を意識することの重要性に気づくようにいただいている。さらに、被害者になる可能性だけではなく、加害者になる可能性もあることにも喚起していただいている。

今後も、交通安全を意識し、実践する態度を育成するためにも地域の方や保護者とも連携し、継続的な指導に努めていきたい。

（日野高等学校）

本校では、毎月、1～2回、クラス担任を除く殆どの職員が輪番で学校周辺の交差点などで交通安全指導を行っている。その内容は自転車のマナーや信号のある交差点での横断指導などである。この指導には保護者にも協力いただいている。万が一交通事故があった場合は、たとえそれが軽微な場合でも生徒課が該当生徒から

事情を聴取し、職員の打ち合わせなどで事故の概要を報告して各クラス担任から生徒への交通事故に対する注意を喚起している。

また、交通安全教育の充実を図るため、地域住民や警察との連携をしている。

本校には「チームきらり」という、風紀委員が地域住民と協力して交通安全や防犯活動に関する啓発を行う組織がある。この組織は校内だけでなく、日野駅周辺や大型商業地などにも出向き、交通安全に関するパンフレットやチラシなどを配布している。

東近江警察署生活安全課とも協力し、秋の交通安全運動期間に合わせて、交通安全大会で配られる啓発品の作成や同大会に参加して、啓発品の配布も行っている。

以上のような活動は、直接多くの生徒に交通安全を訴える活動ではないが、生徒の中で核となる集団を育て、その集団から他の生徒にも交通安全の意識が広まる契機にしたいと考えている。

（愛知高等学校）

本校では、ホームルーム活動等の時間に、教育委員会から届く県内の交通事故事例や、生徒が加害者になった事例等を紹介しながら交通安全指導を行っている。また、昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても、担任より指導している。

さらに、月初めには、愛知川駅から学校までの通学路にて、PTA役員と本校職員が合同であいさつ運動を兼ねた交通立ち番を実施し、生徒の交通安全意識の向上を図るよう努めている。とりわけ、入学当初の2週間および5月の連休明けについては、不案内や気のゆるみ等により交通事故が起こる可能性があることから、交通安全の啓発を目的に登下校時に通学路周辺の巡視を行っている。

また、交通安全教育および地域貢献活動の一環として、本校生徒会と警察が連携し、通学路のカーブミラー清掃活動を今年度9月に計画している。

今後も、こうした取組を継続しながら、生徒の交通事故が減るようさらに指導方法の工夫に努めたい。

（北大津養護学校）

本校は、大半の児童生徒がスクールバスによって通学をしているが、一部の生徒が自主通学という形で、鉄道や路線バスを乗り継いで登下校をしている。また、少数ではあるが自転車通学生もいる。これらの自主通学を行う生徒については、交通ルールや公共交通機関利用のマナーが守れているかを担任が事前に確認してから自主通学を決定している。そして、自主通学生に対しては、毎日の下校時に自主通学担当の教員から交通安全指導を行って下校するようにしている。さらに、自主通学生に対しては、自主通学担当教員と担任が連携して月1回程度に公共交通機関でのマナーや交通ルール、自転車の乗車マナー等について、確認や指導を行っている。

また、年度初めや公共交通機関が混雑する時期には、最寄りのJR駅に生活指導担当教員が出向いて交通安全指導を行っている。

警察と連携して、年間1回交通安全教室を実施し、実地やDVDで交通ルールや自転車の乗り方などを指導している。

（鳥居本養護学校）

本校に通学する児童生徒は、本校に隣接する「社会福祉法人さざなみ学園」に在園している者に限られていることから、通学時に自転車を利用することはない。

しかし、授業の一環としての校外学習や地域活動等に自転車を利用することもあることから、その都度、交通法規の遵守や交通マナー等について、実地で手本を示し、説諭することで指導を行っている。

さらに、「さざなみ学園」がレクリエーション等に自転車を利用する時に、本校の自転車を利用することもあり、こういう機会には学園のケアワーカーと協力して、交通安全教育の徹底に努めている。

今後も、児童・生徒が被害者にも、加害者にもならないよう、小、中、高それぞれの年代に応じた交通法規や交通マナーについての教育に努めたい。

（長浜養護学校）

本校は知的障害と肢体不自由の児童・生徒が登校している特別支援学校であり、障害の程度も多様である。

基本的な学習集団は同様な課題をもつ子どもたちで構成している。したがって交通安全教育についても、各ホームルーム活動の中で子どもたちの障害に適した形で行っている。

さらに、毎年4月には「交通安全教室」として警察等の協力もいただきながら、模型の信号機や自転車を実際に使って実技を中心にした指導を行っている。

また、本校の教職員を対象として、平成26年12月22日に「交通安全特別研修」を昨年に引き続き実施予定である。内容は、「年末の交通安全県民運動」「飲酒運転の根絶に向けて」「道路交通法改正について」「交通

事故リスク軽減チェックシート」その他であり、職員自ら交通安全意識の高揚を図り、生徒指導に生かしている。

(長浜高等養護学校)

本校では、昨年度、高等養護全校集会等で自転車マナーを中心に交通安全について啓発を行うとともに、ホームルーム活動等の時間に、道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更や、自転車事故による損害賠償の事例等について、担任より指導してきた。

また、今年度 4 月 23 日に警察署より署員の方に来校いただき、交通安全教室を実施した。講義の他、校地内で、模擬自転車事故を教師による実演で生徒に示し、警察署員から、事故の要因、事故時の対応策、予防策について指導を受けた。軽度知的障害の生徒は、具体的、視覚的な提示が有効で、わかりやすい指導であった。毎年行っており、平成 27 年度 4 月にも実施していく予定である。

さらに、今年度も 5 回 (4 月・6 月・9 月・10 月・2 月) 程度、通学路で長浜高校と合同で街頭指導を行い、生徒の通学状況を確認するとともに、マナー違反があれば指導している。また、必要に応じて通学観察指導をしている。

来年度 (平成 27 年度) も同様の通学指導を予定している。

今年度は、自転車で通学している生徒が 4 月に交差点で右折してきた自動車に接触されそうになる事案が 1 件あり、警察からの助言も含め、担任、生徒指導課での指導を該当生徒に行った。

また、これを契機に全校集会、各学級での指導も重ねて行い、自転車の通学において、1 列で左側通行等の交通ルール・マナーの順守、事故にあった場合の通報や対応について繰り返しの指導を行い、定着を図っている。

(草津養護学校)

本校は、広い校区 (大津市南部、草津市) を持ち、幅広い年齢 (小 1 ~ 高 3) と発達段階、様々な障害の程度と特性の児童生徒がスクールバス、公共交通機関、自転車、保護者送迎等、多様な方法で通学をしている。通学経路の安全確保をするため、昨年度から教員による児童生徒の通学状況の実態把握を進め、道路や交通の状況から危険因子を抽出し、保護者と連携しながら児童生徒への指導、通学方法の改善や通学経路の変更等事故の未然防止への取組を強化している。

自主通学生徒の多い中学部、高等部では、生徒の発達段階に合わせて「交通安全教室」を年間 1 ~ 2 回実施している。特に、近年、増加している自転車通学生を対象に自転車の安全運転、交通ルール、危険と思われる道路、交通状況等について体験的に学習することを重点的に取り組んでいる。

本校の児童生徒の交通安全の確保は、保護者との連携が重要となるので、より PTA との連携も強化していく必要がある。また、今後は警察、地域にも積極的に働きかけて連携、協力を強めていきたいと考えている。

(守山養護学校)

本校は、小児保健医療センター、大津赤十字病院に入院している児童生徒対象の特別支援学校であり、本校の児童生徒は小児保健医療センターと学校をつなぐ陸橋「ほほえみの橋」を通り、通学している。そのため、通学の際に交通事故に遭うことはないが、前籍校に戻ってからは健常な時以上に交通災害に遭う危険性が高いことが予想される。そのため、学級活動や学期末の生活指導の時間に、また、転出 (退院) 間近に個別に時間を取って児童生徒の病状や発達段階に応じて交通安全指導を行っている。一般的な交通安全指導のみならず、病状に合わせた行動の仕方、自分で自分の身を守るということについても適宜指導を行っている。また、交通事故による外傷で入院している児童生徒もおり、心理的なケアを行いながら、行動を振り返ったり今後の行動を考えたりといった指導も行っている。

今後も、前籍校で実施されている交通安全教育の状況も踏まえ、指導方法の工夫に努めたい。

(甲南高等養護学校)

従前より年度当初に学校まで自転車通学をしている生徒の自転車の点検・整備指導ならびに自宅より最寄り駅まで自転車を利用している生徒には通学経路を提出させ経路の安全確認・個別指導を実施している。また、連休前や長期休業前に全校集会で安全教育指導を実施している。

今年度は 4 月に甲賀警察署・甲賀市・甲賀市安全協会の協力のもと交通安全教室を実施した。車と自転車の衝突事故の実験や昨年度改正された自転車走行時の道路交通法の改正点についての指導も行った。

また、7 月に実施した薬物乱用防止教室の中で、甲賀警察署より夏季休業期間中の交通安全についての話もしていただいた。

その他、生徒指導担当者の会議で情報交換した他校での自転車事故の状況について全校職員に報告し、ホームルーム指導で自転車事故では加害者にもなりうることを説明し指導した。

今後も他機関とも連携しながら、さまざまな角度から交通安全教育に取り組んでいきたい。特に本校の生徒の実態に合わせてきめ細かく、丁寧な指導を継続していきたい。

（野洲養護学校）

自主通学生を対象に、生徒指導担当より交通安全に関する教育教材（警察等資料）を活用して交通安全指導を行い、個々の生徒の実態に応じて交通ルールや交通マナーについて担任より指導している。

校門付近にて生徒の通学状況の確認を行うとともに、毎日、登下校途中の横断歩道で教員による立ち番を実施し、生徒への安全面の呼びかけを行っている。その際、自主通学生名簿による通学状況の確認を行い個別指導に生かしている。

（三雲養護学校）

本校では、特別活動のホームルーム活動・学級活動等の時間や、小学部教科「生活」や中・高等部教科「保健体育」の授業等に、児童生徒個々の実態に応じて、交通安全教育を実施している。文部科学省から配布された交通安全に関する教育教材（DVD）等を活用して交通安全指導を行っている児童生徒もいる。

また、学校行事として「交通安全教室」を企画し実施している。今年度は、交通安全教室の内容をより実践に即したものとしている。

例年は歩行者としての交通ルールについて中心に学ぶのではあるが、通学を自転車で実施している生徒も多く、今年度は、自転車の正しい安全な乗り方についてを中心に学べるようにグループ分けを行った。

7月11日（金）に石部分教室1・2年生は警察署と連携し実施した。

自転車の正しい乗り方や法的な罰則等についても説明をうけDVDの試聴も行った。

10月6日（月）には本校中学部・高等部の生徒の交通安全教室を実施する計画であり、今後も外部機関と連携して行う予定である。

最初に述べたように、学校行事の1日だけでなく、指導内容や指導方法の工夫をし、通学指導も含めて日ごろの教育活動全体をとおして交通安全教育を実施するように努めたい。

（新旭養護学校）

本校においては、児童生徒の多くがスクールバスで登校しているが、自転車・電車等を利用して自主通学している高等部生徒も22名いる。

自主通学を認めるにあたっては、自宅から学校まであるいは自宅から最寄り駅までの通学経路を教師同行のもと生徒に自転車通学させ、安全面をチェックし、通学委員会において決定している。

さらに、その後も、学期ごとに教職員が通学路に向き、通学指導を行っている。

警察等関係機関との連携については、毎年、警察官やプロのドライバー等をまねき、自転車の乗り方などの交通安全教室を行っているところである。

今年度については、関係機関との日程が折り合わず当校教師による指導を6月12日に行ったが、開催に先立ち警察署に出向き、近年の事故の傾向を聴き取るとともに、使用する資料等について相談しながら開催している。

今後も児童生徒が交通事故にあわないよう指導方法の工夫に努めたい。

（八日市養護学校）

本校においては、平素、生活指導部を中心に児童生徒の安全管理や指導支援を行っている。

通学方法では、スクールバス通学84.6%、保護者送迎5.3%、自主通学10.1%となっており、なかでも自転車を利用して通学している生徒が5名である。なお、通学以外に家庭で自転車を利用している生徒も数名いる。

そのため、機会をとらえて交通安全の意識づけを行っている。たとえば、4月25日には交通安全教室を開催し、警察署の講義を交え自転車の乗り方や交通ルール等についての学習を行った。また、教職員については、朝礼等の場を活用して危険予知の重要性を話したり、放課後に通学路の安全確認を行ったりしているほか、東近江地区安全運転管理者協会の行う啓発活動に参加している。

今後も警察等関係機関と連携しながら、教職員と保護者とが一体となって児童生徒の安全に万全を期するよう努めていきたい。

（愛知高等養護学校）

本校では、ホームルーム活動等の時間に、教育委員会から届く県内の交通事故事例や、生徒が加害者になった事例等を紹介しながら交通安全指導を行っている。また、昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても、担任より指導している。

さらに、月初めには、愛知川駅から学校までの通学路にて、PTA役員と本校職員、愛知高等学校職員が合同であいさつ運動を兼ねた交通立ち番を実施し、生徒の交通安全意識の向上を図るよう努めている。とりわけ、

入学当初の 2 週間および 5 月の連休明けについては、不案内や気のゆるみ等により交通事故が起こる可能性があることから、交通安全の啓発を目的に登下校時に通学路周辺の巡視を行っている。

また、毎年 5 月または 6 月には、東近江警察署から講師を招き、生徒全員対象に交通安全教室を実施し、特に自転車事故の悲惨さ、交通マナーを守る大切さを映像も交え、生徒にわかりやすい形でお話いただいている。

今後も、こうした取組を継続しながら、生徒の交通事故が減るようさらに指導方法の工夫に努めたい。

(甲良養護学校)

交通安全として本校では、保健体育の授業やホームルーム活動等の時間に、文部科学省から配布された交通安全に関する教育教材 (DVD) 等を活用して交通安全指導を行っている。また、昨年度の道路交通法の一部改正にともなう交通ルールの変更についても、担任より指導している。

また、教育委員会から届く県内の交通事故事例や、生徒が加害者になった事例等を紹介しながら、生徒の交通安全意識の向上を図るよう努めている。

今後も、生徒が加害者となった時の賠償金を計算したり、近隣にある自動車教習所の協力を得て交通安全教室を実施するなど、安全に登下校できるよう、さらに指導方法の工夫に努めたい。